

子育て世帯生活支援特別給付金および 子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、対象世帯に給付金を支給します。該当する人で申請がお済みでない人は、お早めに申請をお願いします。

※既に支給した人への再度の支給のご案内ではありませんので、ご注意ください。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

申請期限(共通) 2月28日(月)

子育て世帯生活支援特別給付金

支給額 児童1人当たり5万円

支給対象者

(1)ひとり親世帯分

○公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

※平成31年(令和元年)の収入額(公的年金等の受給額を含む)が、支給制限限度額を下回る人に限ります。

○申請時点で児童扶養手当の支給要件に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

(2)ひとり親世帯以外分

○令和3年度分の住民税均等割が非課税の人(未申告の人は申告が必要)

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の人と同様の事情にあると認められる人

対象となる児童

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児は20歳未満)

申請について

(1)令和3年4月分の児童扶養手当が支給される人以外は申請が必要です。

(2)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給される人以外は申請が必要です。

※(1)と(2)の併給はできません。

子育て世帯への臨時特別給付金

支給額 児童1人当たり10万円

支給対象者

○令和3年9月分の児童手当の受給者

○令和3年9月30日時点において高校生を養育する人等

※児童手当法に基づく所得制限があります。

対象となる児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

申請について

対象となる児童を養育している人のうち、公務員または平成15年4月2日から18年4月1日までに出生した児童のみ養育している人は申請が必要です。

子育て世帯への臨時特別給付金(特例給付対応分)

支給額 児童1人当たり5万円

支給対象者 所得制限により子育て世帯への臨時特別給付金が支給されない人

申請について

対象となる児童がいる世帯に個別に送付した通知をご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で困難に直面した人に対し、速やかに生活・暮らしを支援します。

給付対象世帯

○住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で日高市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

○家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると

認められる世帯

※令和3年度分住民税均等割が課せられている世帯全員のそれぞれの収入(所得)について判定

給付額 1世帯当たり10万円

給付方法

○住民税非課税世帯…申請不要(2月上旬ごろ、確認書等を送付予定)

○家計急変世帯…申請必要(収入額が分かる書類や、確定申告書、源泉徴収票等を添付)

問い合わせ

生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口)

☎985-4601